

第87期中間決算公告

平成22年12月10日

茨城県土浦市中央二丁目11番7号

株式会社 筑波銀行

取締役頭取 木村 興三

中間貸借対照表（平成22年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	78,664	預 金	1,965,923
コールローン	120,000	債券貸借取引受入担保金	20,000
買入金銭債権	771	借 用 金	13,700
商品有価証券	652	外 国 為 替	23
金銭の信託	2,955	社 債	10,490
有価証券	410,144	新株予約権付社債	5,000
貸出金	1,450,506	そ の 他 負 債	16,260
外国為替	1,948	未払法人税等	129
その他資産	13,349	リース債務	4,896
有形固定資産	18,749	資産除去債務	110
無形固定資産	3,451	そ の 他 の 負 債	11,123
繰延税金資産	11,548	賞与引当金	760
支払承諾見返	3,949	退職給付引当金	7,127
貸倒引当金	△ 24,324	執行役員退職慰労引当金	26
		睡眠預金払戻損失引当金	134
		偶発損失引当金	710
		再評価に係る繰延税金負債	599
		負 の の れ ん	729
		支 払 承 諾	3,949
		負 債 の 部 合 計	2,045,435
		(純資産の部)	
		資 本 金	31,368
		資 本 剰 余 金	15,075
		資 本 準 備 金	9,376
		そ の 他 資 本 剰 余 金	5,698
		利 益 剰 余 金	1,768
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,768
		繰越利益剰余金	1,768
		自 己 株 式	△ 0
		株 主 資 本 合 計	48,212
		その他有価証券評価差額金	△ 962
		繰延ヘッジ損益	△ 518
		土地再評価差額金	201
		評価・換算差額等合計	△ 1,279
		純 資 産 の 部 合 計	46,932
資 産 の 部 合 計	2,092,367	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,092,367

中間損益計算書 (平成22年4月1日から
平成22年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	24,705
資 金 運 用 収 益	19,256
(うち貸出金利息)	(16,862)
(うち有価証券利息配当金)	(2,176)
役 務 取 引 等 収 益	3,323
そ の 他 業 務 収 益	1,522
そ の 他 経 常 収 益	603
経 常 費 用	22,530
資 金 調 達 費 用	2,640
(うち預金利息)	(1,698)
役 務 取 引 等 費 用	1,707
そ の 他 業 務 費 用	15
営 業 経 費	15,979
そ の 他 経 常 費 用	2,188
経 常 利 益	2,175
特 別 利 益	433
特 別 損 失	862
税 引 前 中 間 純 利 益	1,746
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	34
法 人 税 等 調 整 額	△ 52
法 人 税 等 合 計	△ 18
中 間 純 利 益	1,765

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年 ～ 50年
そ の 他	3年 ～ 15年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係る有形固定資産中のリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は35,764百万円であります。
 - (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理
----------	---
 - (4) 執行役員退職慰労引当金
執行役員退職慰労引当金は、執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - (5) 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
 - (6) 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、信用保証協会保証付融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法
金利リスク・ヘッジ
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引については、ヘッジ対象である貸出金等の金融資産・負債から生じる金利リスクを回避するため、ヘッジ手段として各取引毎に個別対応の金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。当行のリスク管理方針に則り、ヘッジ指定を行い、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで、ヘッジの有効性を評価しております。
9. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用ならびにその他の資産（繰延消費税等）に計上し、繰延消費税等については、法人税法に定める期間により償却しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当中間期から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は2百万円減少し、税引前中間純利益は89百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は110百万円であります。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式（及び出資金）総額642百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,670百万円、延滞債権額は69,919百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は493百万円であります。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,768百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は76,852百万円であります。
なお、2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行法における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は10,694百万円であります。
7. 住宅ローン債権証券化（RMB S－Residential Mortgage Backed Securities）により、信託譲渡をした貸出金元本の当中間期末残高は、66,443百万円であります。なお、当行はRMB Sの劣後受益権45,759百万円を継続保有し、貸出金に37,541百万円、現金準備金として現金預け金に8,217百万円を計上しております。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 69,152 百万円
現金預け金 26 百万円
担保資産に対応する債務
預金 2,433 百万円
債券貸借取引受入担保金 20,000 百万円
上記のほか、為替決済、コールマネー、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券48,656百万円を差し入れております。また、その他の資産のうち保証金は3,652百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、426,686百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが382,483百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定評価に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 11,274百万円
12. 借入金は、全額他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
13. 社債は、全額劣後特約付社債であります。
14. 新株予約権付社債は、全額劣後特約付新株予約権付社債であります。
15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は3,834百万円あります。
16. 1株当たりの純資産額 539円24銭

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額540百万円、貸出金償却444百万円、株式等売却損725百万円、株式等償却162百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 21円52銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 20円91銭
4. 「特別利益」は、償却債権取立益433百万円あります。
5. 「特別損失」には、合併関連費用699百万円を含んでおります。
6. 当中間会計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額18百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途		種類	減損損失額（百万円）
茨城県内	営業店舗	3カ所	建物等	3（建物 2、その他 0）
	遊休資産	7カ所	土地	14（土地 14）
茨城県外	遊休資産	2カ所	土地	0（土地 0）
合 計				18（土地 14、建物 2、その他 0）

（グルーピングの方法）

当行の営業店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、出張所は母店にグルーピング）としており、遊休資産については、各資産を各々独立した単位としております。

（回収可能価額）

当中間会計期間において、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	3,249	3,358	108
	社債	266	267	0
	その他	1,385	1,451	66
	外国債券	1,385	1,451	66
	小計	4,901	5,078	176
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	101	101	△ 0
	社債	42	42	△ 0
	その他	1,000	844	△ 155
	外国債券	1,000	844	△ 155
	小計	1,143	987	△ 155
合計		6,045	6,066	20

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成22年9月30日現在）

該当ありません

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	中間貸借対照表計上額 （百万円）
子会社・子法人等株式	642
関連法人等株式	-
合計	642

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

3. その他有価証券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	931	901	29
	債券	244,903	241,128	3,775
	国債	167,058	164,272	2,786
	地方債	12,854	12,674	179
	社債	64,990	64,181	808
	その他	74,053	73,210	843
	外国債券	67,412	66,642	770
	その他	6,640	6,568	72
	小計	319,888	315,240	4,648
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	6,400	7,851	△ 1,451
	債券	41,272	41,736	△ 463
	国債	15,683	16,043	△ 360
	地方債	5,907	5,911	△ 3
	社債	19,681	19,781	△ 99
	その他	33,744	37,440	△ 3,695
	外国債券	12,634	12,687	△ 52
	その他	21,109	24,752	△ 3,642
	小計	81,417	87,027	△ 5,610
合計		401,306	402,268	△ 962

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額 （百万円）
株式	1,990
その他	637
合計	2,627

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、株式162百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末月1ヶ月平均時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については一律減損処理を行い、また、期末月1ヶ月平均時価が30%以上50%未満下落した銘柄においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の業績等により時価の回復可能性を判断のうえ、時価と取得原価の差額を償却するものとしております。

（金銭の信託関係）

金銭の信託は運用目的の金銭の信託であります。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	22,395 百万円
繰越欠損金	11,313
有価証券償却	4,824
退職給付引当金	3,123
減価償却超過額	2,170
その他有価証券評価差額金	2,243
賞与引当金	307
未収利息不計上額	169
その他	3,615
繰延税金資産小計	50,163
評価性引当額	△ 35,253
繰延税金資産合計	14,909
繰延税金負債	
合併による貸出金等評価益	△ 1,362
退職給付信託設定益	△ 136
その他	△ 8
その他有価証券評価差額金	△ 1,854
繰延税金負債合計	△ 3,361
繰延税金資産の純額	11,548 百万円

（自己資本比率）

銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、8.08%であります。

中間連結貸借対照表（平成22年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	79,414	預 金	1,957,925
コールローン及び買入手形	120,000	債券貸借取引受入担保金	20,000
買入金銭債権	771	借 用 金	13,700
商品有価証券	652	外 国 為 替	23
金銭の信託	2,955	社 債	10,490
有 価 証 券	410,005	新株予約権付社債	5,000
貸 出 金	1,452,879	そ の 他 負 債	22,159
外 国 為 替	1,948	賞 与 引 当 金	796
そ の 他 資 産	13,748	退 職 給 付 引 当 金	7,170
有形固定資産	18,768	役員退職慰労引当金	10
無形固定資産	3,479	執行役員退職慰労引当金	26
繰延税金資産	11,596	睡眠預金払戻損失引当金	134
支払承諾見返	3,963	ポイント引当金	8
貸倒引当金	△ 28,753	利息返還損失引当金	1
		偶発損失引当金	710
		再評価に係る繰延税金負債	599
		負 の の れ ん	729
		支 払 承 諾	3,963
		負 債 の 部 合 計	2,043,449
		(純資産の部)	
		資 本 金	31,368
		資 本 剰 余 金	15,075
		利 益 剰 余 金	2,707
		自 己 株 式	△0
		株 主 資 本 合 計	49,151
		その他有価証券評価差額金	△ 962
		繰延ヘッジ損益	△ 518
		土地再評価差額金	201
		評価・換算差額等合計	△ 1,279
		少 数 株 主 持 分	111
		純 資 産 の 部 合 計	47,982
資 産 の 部 合 計	2,091,431	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,091,431

中間連結損益計算書 { 平成22年4月1日から
平成22年9月30日まで }

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	25,612
資金運用収益	19,268
(うち貸出金利息)	(16,869)
(うち有価証券利息配当金)	(2,179)
役員取引等収益	3,633
その他業務収益	1,521
その他経常収益	1,188
経常費用	23,160
資金調達費用	2,638
(うち預金利息)	(1,693)
役員取引等費用	1,601
その他業務費用	15
営業経費	16,084
その他経常費用	2,820
経常利益	2,451
特別利益	433
特別損失	905
税金等調整前中間純利益	1,980
法人税、住民税及び事業税	64
法人税等調整額	△ 33
法人税等合計	31
少数株主損益調整前中間純利益	1,948
少数株主利益	21
中間純利益	1,926

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 5社
- | 会社名 |
|------------------|
| 筑波ビジネスサービス株式会社 |
| 筑波信用保証株式会社 |
| 筑波コンピュータサービス株式会社 |
| いばぎん信用保証株式会社 |
| 株式会社いばぎんカード |

なお、筑波リース株式会社は、当行が保有する同社株式を売却したことにより、連結子会社に該当しないこととなったことから、当第1四半期連結会計期間末より、連結の範囲から除外しております。

- ② 非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。
9月末日 5社

2. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年 ～ 50年
その他	3年 ～ 15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る有形固定資産中のリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る有形固定資産中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は35,764百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

- (6) 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
- (7) 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理
- (8) 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、連結される子会社及び子法人等の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (9) 執行役員退職慰労引当金の計上基準
執行役員退職慰労引当金は、当行の執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- (11) ポイント引当金の計上基準
ポイント引当金は、連結子会社におけるクレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用に備えるため、ポイント使用実績等に基づく将来の使用見込額を計上しております。
- (12) 利息返還損失引当金の計上基準
利息返還損失引当金は、連結子会社における利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。
- (13) 偶発損失引当金の計上基準
偶発損失引当金は、信用保証協会保証付融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (14) 外貨建資産・負債の換算基準
当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (15) リース取引の処理方法
(借主側)
当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
(貸主側)
リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日）第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における「リース資産」の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）を「リース債権及びリース投資資産」の期首の価額として計上しております。
なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、税金等調整前中間純利益は17百万円増加しております。
また、リース業を営む筑波リース株式会社は、第1四半期連結会計期間末より、連結の範囲から除外しております。
- (16) 重要なヘッジ会計の方法
金利リスク・ヘッジ
当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引については、ヘッジ対象である貸出金等の金融資産・負債から生じる金利リスクを回避するため、ヘッジ手段として各取引毎に個別対応の金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。当行のリスク管理方針に則り、ヘッジ指定を行い、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで、ヘッジの有効性を評価しております。
- (17) 消費税等の会計処理
当行及び主な連結子会社の消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用ならびにその他の資産（繰延消費税等）に計上し、繰延消費税等については法人税法に定める期間により償却しております。

3. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日銀当座預け金、当座預け金、普通預け金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は2百万円減少し、税金等調整前中間純利益は89百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は110百万円であります。

表示方法の変更

（中間連結損益計算書関係）

当中間連結会計期間から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第41号平成22年9月21日）により改正された「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は3,066百万円、延滞債権額は71,978百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は493百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,789百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は79,329百万円であります。

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,694百万円であります。
- 住宅ローン債権証券化(RMBS - Residential Mortgage Backed Securities)により、信託譲渡をした貸出金元本の当中間連結会計期間末残高は、66,443百万円あります。なお、当行はRMBSの劣後受益権45,759百万円を継続保有し、「貸出金」に37,541百万円、現金準備金として「現金預け金」に8,217百万円を計上しております。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	69,152百万円
現金預け金	26百万円
担保資産に対応する債務	
預金	2,433百万円
債券貸借取引受入担保金	20,000百万円

上記のほか、為替決済、コールマネー、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券48,656百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は3,664百万円あります。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、428,969百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが384,766百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日
平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定評価に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。
- 有形固定資産の減価償却累計額 11,323百万円
- 借入金は、全額他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
- 社債は全額劣後特約付社債であります。
- 新株予約権付社債は、全額劣後特約付新株予約権付社債であります。
- 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は3,834百万円あります。
- 1株当たりの純資産額 550円68銭

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額696百万円、貸出金償却448百万円、株式等売却損725百万円、株式等償却162百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 23円48銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 22円83銭
4. 「特別利益」は、償却債権取立益433百万円であります。
5. 「特別損失」には、合併関連費用699百万円を含んでおります。
6. 当中間連結会計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額18百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額(百万円)
茨城県内	営業店舗3ヵ所	建物等	3 (建物 2、その他 0)
	遊休資産7ヵ所	土地	14 (土地 14)
茨城県外	遊休資産2ヵ所	土地	0 (土地 0)
合 計			18 (土地 14、建物 2、その他 0)

(グルーピングの方法)

当行の営業店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、出張所は母店にグルーピング)としており、遊休資産については、各資産を各々独立した単位としております。また、連結子会社については、各社を一つの単位としております。

(回収可能価額)

当中間連結会計期間において、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。(注2)を参照願います。)また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	79,414	79,421	6
(2) コールローン及び買入手形	120,000	120,000	-
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	6,547	6,581	33
その他有価証券	401,306	401,306	-
(4) 貸出金	1,452,879		
貸倒引当金(*1)	△ 28,753		
	1,424,126	1,440,226	16,100
資産計	2,031,395	2,047,535	16,140
(1) 預金	1,957,925	1,960,477	2,551
負債計	1,957,925	1,960,477	2,551
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されて いるもの	45	45	-
ヘッジ会計が適用されて いないもの	(870)	(870)	-
デリバティブ取引計	(824)	(824)	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金及び満期のある預け金のうち預入期間1年以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金のうち預入期間1年を超えるものについては、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により現在価値を算出しております。

その割引率は内部格付、期間ごとに、同様の新規取扱いを行った場合に想定される利率に基づいて算出しております。

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」は524百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算出された価額は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算出しております。将来キャッシュ・フローの見積りは、オプション評価の理論価格モデル等を使用して算出しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）であり、取引所の価格、割引現在価値等により算定した価額によっております。

(注 2) 時価を算定することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式 (*1, *2)	1,991
組合出資金(*3)	637
合計	2,628

*1 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

*2 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超えるもの	国債	502	515	13
	地方債	3,249	3,358	108
	社債	266	267	0
	その他	1,385	1,451	66
	外国証券	1,385	1,451	66
	小計	5,404	5,594	189
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	101	101	△ 0
	社債	42	42	△ 0
	その他	1,000	844	△ 155
	外国証券	1,000	844	△ 155
	小計	1,143	987	△ 155
合計		6,547	6,581	33

2. その他有価証券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	931	901	29
	債券	244,903	241,128	3,775
	国債	167,058	164,272	2,786
	地方債	12,854	12,674	179
	社債	64,990	64,181	808
	その他	74,053	73,210	843
	外国証券	67,412	66,642	770
	その他	6,640	6,568	72
	小計	319,888	315,240	4,648
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	6,400	7,851	△ 1,451
	債券	41,272	41,736	△ 463
	国債	15,683	16,043	△ 360
	地方債	5,907	5,911	△ 3
	社債	19,681	19,781	△ 99
	その他	33,744	37,440	△ 3,695
	外国証券	12,634	12,687	△ 52
	その他	21,109	24,752	△ 3,642
	小計	81,417	87,027	△ 5,610
合計		401,306	402,268	△ 962

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、株式162百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末月1ヶ月平均時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については一律減損処理を行い、また、期末月1ヶ月平均時価が30%以上50%未満下落した銘柄においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の業績等により時価の回復可能性を判断のうえ、時価と取得原価の差額を償却するものとしております。

(金銭の信託関係)

金銭の信託は運用目的の金銭の信託であります。

(賃貸等不動産)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(自己資本比率)

銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は8.15%であります。